

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気乾燥器出口フィルタ（B）圧力計器の点検時、計器元弁のハンドルに折損が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
2	1号機	主発電機固定子冷却系発電機入口冷却水温度指示計の点検時、ゼロ点調整つまみに破損が認められたため、当該指示計を修理	D	
3	1号機	主タービン蒸気止め弁（NO. 1, 3）弁箱整流板溶接部浸透探傷検査時、整流板溶接部に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
4	1号機	主タービン蒸気止め弁（NO. 2）グラウンド部ガスケットシール面の浸透探傷検査時、シール面に指示模様が認められたため、当該シール面を溶接補修	D	
5	1号機	主タービン蒸気止め弁（NO. 4）弁座ステライト部の浸透探傷検査時、ステライト部に指示模様が認められたため、当該ステライト部を溶接補修	D	
6	1号機	原子炉冷却材浄化系補助ポンプインペラの浸透探傷検査時、インペラの羽根付け根部に指示模様が認められたため、対応検討	D	
7	1号機	定期事業者検査成績書監視機能健全性確認検査（環NW3）の確認時、特記事項欄へ「なし」の未記入が認められたため、対応検討	D	
8	1号機	原子炉補機冷却系ポンプ入口プロセス放射線モニタにおいて、記録計の指示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
9	1号機	原子炉冷却材浄化系フィルタ（A）空気駆動ベント弁の作動試験時、制御用電磁弁の排気ポートからエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
10	1号機	高圧第1給水加熱器（B）、高圧第2給水加熱器（B）低圧第2給水加熱器（A）伝熱管の渦流探傷検査時、判定基準値外れ（7本）が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を施工	D	
11	1号機	原子炉冷却材浄化系フィルタ（A）空気駆動ベント弁の作動試験時、制御用電磁弁のガスケット部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	1号機	移動式炉内計装室エリア放射線モニタ（ch-17）において、「未接続」警報発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
13	1号機	原子炉水位計のループ試験時、安全処置確認不足により非常用ディーゼル発電機の自動起動が認められたため、対応検討	B	4月24日再審議にてグレード変更「C→B」

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）において、チューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	B	
15	3号機	排ガス系活性炭ホールドアップ装置建屋計装用空気系除湿塔（B）入口弁において、開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	4号機	排ガス系活性炭ホールドアップ装置建屋換気空調系冷却装置ユニットの点検時、圧縮機入口圧力計本体より漏えいが認められたため、当該圧力計を交換	D	
17	4号機	制御棒駆動機構（1台）の組立作業時、ガイドキャップボルトの破損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
18	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）海水側ベント弁・ドレン弁において、シートパス（3台）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	4号機	高圧復水ポンプ入口配管安全弁他（2台）において、弁のシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	C	6月7日再審議にてグレード変更「B→C」
20	4号機	第21回配管肉厚測定検査の安全管理審査において、検査要領書と長期計画に不整合が認められたため、対応検討	C	
21	6号機	6A非常用ディーゼル発電機換気系排気ダンパ制御用電磁弁において、排気側よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
22	その他	共用プールキャスク搬送台車において、動作不良（自動運転不可）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
23	その他	使用済燃料共用プール設備計装品点検において、停電検出回路を誤動作させ、当該設備のろ過脱塩器（B）の停止が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外: 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで